

まちの話題



白鵬関のみならず驚きの出来栄です▲

市全体 すばらしい「綱」の出来栄

地元そうめんを 大関：白鵬関へプレゼント

平成18年12月4日(月)島原復興アリーナで、南島原市・雲仙市・島原市の新たな誕生を記念し、大相撲巡業「島原場所」が開催され、お目当ての関取を一目見ようと、島原半島内外から多くの相撲ファンが詰めかけました。当場所では、横綱：朝青龍関や大関：千代大海関など、おなじみの力士同士の対戦もあり、会場は熱気に包まれました。

その際、南島原市民有志から白鵬関へ松島市長を通し、そうめんできれい詰めされた「雲竜型の綱」を贈り、1日も早い横綱への昇進を期しました。

この綱は、そうめんを加湿しながらいねいに編みこんで、飾りのすだれ製作に3時間、綱にはなんと5時間も要したそうです。(技術のみならず根気も必要のようです) その見事な出来栄に白鵬関のみならず、応援に訪れた観客も驚いていました。

また、場所前には地元加津佐町出身の力士、佐田の富士(本名：山本哲博)さんが市役所を表敬訪問しました。佐田の富士さんは平成18年11月場所現在、三段目西筆頭。恵まれた身体と、精悍な顔つきで人気上昇中! かなりの酒豪でもあるようで、日本酒1升を20秒で飲み干す実力だそうです。今後の活躍に目を離せませんね。



▲加津佐町出身の佐田の富士さんが市役所を表敬訪問

市全体 島原半島の空手道選手が一堂に

第1回 島原半島 空手道選手権大会



平成18年11月19日(日)口之津小学校体育館で、島原半島空手道連盟の結成を記念し、第1回島原半島空手道選手権大会が開催されました。大会は、小学生から一般の組手・形試合で島原半島の選手約200名が参加し、真剣勝負を繰り広げました。

なかでも南島原市の選手は強豪ぞろいで、どの種目も優秀な成績を取っていました。

大会結果 優勝者(団体)のみ掲載 ー敬称略ー
()内は南島原市内の町名で、(島)は島原市の選手です。

- 個人戦
 - 小学生(組手)
 - (1~2年)日向海斗(加) / (3~4年)寺田貴考(布)
 - (5~6年)江越海地(西)
 - 小学生(形)
 - (1~2年)日向海斗(加) / (3~4年)小山莉奈(加)
 - (5~6年)池田圭佑(加)
 - 中学生(組手)
 - (1年)竹下昂汰(加) / (2~3年)浮田大輝(加)
 - (女子)吉田彩也香(島)
 - 中学生(形)
 - (1年)竹下昂汰(加) / (2~3年)浮田大輝(加)
 - (女子)山本希美(口)
 - 高校生(組手)
 - (男子)酒井清太(島) / (女子)宮崎香那(北)
 - 高校生(形)
 - 酒井清太(島)
 - 一般
 - 宮川源太(南)
- 団体戦
 - 小学生
 - 拳心館A / 中学生 拳心館
 - 一般
 - 北空会A

にゅーす

20歳になったら国民年金【国民年金は世代と世代の支え合い】

新たに成人の仲間入りをされた皆さん、成人おめでとうございます。日本に住む20歳から60歳までの人は、すべて国民年金に加入することになっています。国民年金に加入し、保険料を納めることは、大人への第一歩であり、社会連帯の制度に参加するとともに、将来、年金を受ける権利を保障されることにもなります。国民年金などの公的年金は、誰にでもやがて訪れる老後の生活を保障するものです。また、老後だけでなく、病気やけがで障害が残ったときの障害年金、夫に先立たれたときの遺族年金などがあります。これらはすべて、国民年金に加入することから始まります。



職場の年金制度に加入されていない国民年金1号被保険者の人で、保険料を納付することが困難な場合は、「保険料納付猶予制度(20歳代用)」があります。また学生の場合は、「学生納付特例制度」があります。

くわしくは、各支所および住民センター市民課市民窓口班でご相談ください。

年金の所得税に関するQ&A

問 2月になっても源泉徴収票が届かないとき

答 老齢の年金を受けている人には、毎年1月中旬に社会保険業務センターから源泉徴収票が届きます。2月になっても届かないときは、ねんきんダイヤル(☎0570-07-1165)にお電話ください。

なお、お急ぎの人は、お近くの社会保険事務所でも再発行できますのでお申し出ください。紛失等による再交付の場合も同様です。なお、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行われていません。

問 年金から所得税が差し引かれているとき

答 老齢の年金は、所得税法の『雑所得』として扱われ、所得税の対象となります。

65歳未満の人で、その年の支払額が108万円以上の人や、65歳以上で158万円以上の場合、原則として所得税がかかります。所得税は、源泉徴収することとなっていますので、社会保険庁では年金を支払う際に所得税を差し引いています。



問 年金から差し引かれている所得税の計算方法

答 年金から差し引かれる所得税は、所得税法の規定により、支払う年金額から各種控除を行い、残りの額に10%の税率を掛けた額です。年金から各種の控除を受けるためには、年金を受けている人にお送りしている扶養親族等申告書に必要事項を記入して、期限までに提出してください。

扶養親族等申告書を出していただくと、最低でも65歳未満の人の場合、月額9万円、65歳以上の人の場合は月額13.5万円の所得控除を受けることができます。なお、年金以外に給与等の所得があることなどから、扶養親族等申告書を出されていないときは、年金の支給額から25%に相当する公的年金等控除額を差し引いた額の10%が所得税となりますので、確定申告により精算してください。

お問い合わせ 市民生活部 市民課 TEL050-3381-5040 または 各総合支所・住民センター 市民課 市民窓口班